



栃木県公報

平成18年
6月30日(金)
第1779号

目 次

告 示

○栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第30条第1項の規定による区域の指定	805
○栃木県一般会計補正予算	806
○当せん金付証票の発売	806
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧	808
○道路の区域の変更	808
○道路の供用開始	810
○道路の位置指定	810
○道路位置の変更指定	811
○公の施設に係る指定管理者の指定	811

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	812
○栃木県立衛生福祉大学校入学試験の実施	813
○栃木県県南高等看護専門学院入学試験の実施	819
○大規模小売店舗の変更の届出	823
○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要	823
○患畜の届出	824
○土地改良区役員の退就任	824
○公聴会の開催	826
○同	827

教 育 委 員 会

○有形文化財の指定の解除	827
--------------	-----

議 会

○栃木県議会情報公開条例の運用状況の公表	827
----------------------	-----

調 達 公 告

○入札公告（特定調達公告）	828
---------------	-----

宇都宮市街地開発組合

○宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会	830
---------------------	-----

正 號

○第1770号中	830
----------	-----

四 十

栃木県告示第四百七十号

栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成十年栃木県条例第117号）第二十条第一項の規定により、同条例の規定の全部を適用しない区域として平成十八年七月一日における宇都宮市の区域を指定し、同日から適用する。

平成十八年六月三十日

栃木県知事 福田富一
(環境整備課)

栃木県告示第471号

平成18年度栃木県一般会計補正予算（第1号）については、平成18年6月16日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

今回の補正予算は、栃木県体育館分館について、平成18年7月から指定管理者による管理とすることから、指定管理者の指定と併せ、契約のための債務負担行為を補正したものである。

(単位 千円)

事項名	限度額	説明
栃木県体育館分館 管理運営事業	10,755	栃木県体育館分館の管理を指定管理者に行わせるための 契約に係る債務負担行為 ・指定期間 平成18年7月1日～平成21年3月31日 ・契約金額 14,962千円

栃木県告示第472号

当せん金付証票を次のとおり発売するので、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定により告示する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

I

1 名称
第323回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社 みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1丁目1番5号

3 発売の数及び総額
1,680万枚 33.6億円

4 証票金額
1枚 200円

5 証票型式
被封式

6 発売期間
平成18年8月9日から同月22日まで

7 当せん金品の支払又は交付の開始期日
平成18年8月9日

8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
1等	100万円	84本
2等	10万円	252本
3等	1万円	15,708本
4等	500円	1,680,000本
5等	100円	3,360,000本
計		5,056,044本

9 その他

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。

(2) 証票は、転売することができない。

II

1 名称

第324回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社 みずほ銀行

東京都千代田区内幸町1丁目1番5号

3 発売の数及び総額

1,200万枚 24億円

4 証票金額

1枚 200円

5 証票型式

開封式

6 発売期間

平成18年8月9日から同月22日まで

7 抽せん期日

平成18年8月24日

8 当せん金品の支払又は交付の開始期日

平成18年8月29日

9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	6,000万円	4本
1	等の前後賞	2,000万円	8本
1	等の組違い賞	10万円	476本
2	等	100万円	12本
3	等	5万円	1,200本
4	等	5,000円	36,000本
5	等	1,000円	120,000本
6	等	200円	1,200,000本
計			1,357,700本

10 その他

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。

(2) 証票は、転売することができない。

III

1 名称

第325回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社 みずほ銀行

東京都千代田区内幸町1丁目1番5号

3 発売の数及び総額

650万枚 13億円

4 証票金額

1枚 200円

5 証票型式

被封式

6 発売期間

平成18年9月13日から同月19日まで

7 当せん金品の支払又は交付の開始期日

平成18年9月13日

8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
1 等	50万円	65本
2 等	10万円	650本
3 等	1万円	5,850本
4 等	500円	650,000本
5 等	100円	650,000本
特別賞	2,000円	6,500本
計		1,313,065本

9 その他

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

(財政課)

栃木県告示第473号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

土地改良区分名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
上三川町 土地改良区	上三川町地区土地改良 (維持管理)事業	平成18年7月3日から 同年7月31日まで	平成18年8月15日	河内農業 振興事務所

(農地計画課)

栃木県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成18年6月30日から同年7月31日まで一般の縦覧に供する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 408号

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

前	宇都宮市氷室町2595から 宇都宮市上籠谷町2863まで	46.8 ～ 69.0	560.0	
	宇都宮市氷室町2595から 宇都宮市上籠谷町2863まで	46.8 ～ 157.0	560.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 烏山矢板線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
25	前A	さくら市鹿子畠字森後830-2から さくら市鹿子畠字下坪747-1まで	6.7 ～ 6.7	70.9	A及びB は、関係 図面で表 示する敷 地の区分 をいう。
	前B	さくら市鹿子畠字森後830-2から さくら市鹿子畠字下坪747-1まで	6.8 ～ 7.5	74.8	
	後	さくら市鹿子畠字森後830-2から さくら市鹿子畠字下坪747-1まで	6.7 ～ 6.7	70.9	

III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮向田線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
68	前	宇都宮市下平出町87-1から 宇都宮市下平出町158-3まで	23.3 ～ 23.6	71.0	
	後	宇都宮市下平出町87-1から 宇都宮市下平出町158-3まで	23.3 ～ 23.6	71.0	

IV

道路の種類 県道

路線名 一般県道 下岡本上三川線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
71	前	宇都宮市下平出町168から 宇都宮市石井町1435-38まで	5.9 ～ 10.7	1,803.3	
	後	宇都宮市下平出町168から 宇都宮市石井町1435-38まで	10.5 ～ 17.8	1,803.3	

V

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 大沢宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
198	前	宇都宮市新里町丁字東原1605-40から 宇都宮市宝木本町字仁良塚1608-1まで	6.3 ～ 11.0	494.7	
	後	宇都宮市新里町丁字東原1605-40から 宇都宮市宝木本町字仁良塚1608-1まで	9.0 ～ 15.0	494.7	

栃木県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成18年6月30日から同年7月31日まで一般の縦覧に供する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
35	主要地方道 宇都宮結城線	宇都宮市築瀬町1844-1から 宇都宮市築瀬町1865-1まで	平成18年6月30日

(道路維持課)

栃木県告示第476号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え縦覧に供する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

整理番号	道路の築造者住所氏名	道路の位置	道路の幅員及び延長	指定年月日	所管の土木事務所
1	那須郡那須町大字高久甲 4589-25 下野産業（株） 代表取締役 高久道明	那須郡那須町大字寺子乙字入 山1996-41, -48, -50, -51, -52, 2004-78, -79, -80の各一部	幅員4.57～ 5.34 m 延長58.26m	平成18年 4月6日	大田原土 木事務所
2	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-24-13 (株) 大京 代表執行役 田代 正明	那須郡那須町大字高久丙字海 道上407-252, -253, -254, -255, -256, -257, -258, -259	幅員4.66 m 延長48.22	平成18年 4月13日	大田原土 木事務所

3	大田原市加治屋94 溝口勉	大田原市加治屋字加治屋 94-365, -643	幅員6m 延長50.9m	平成18年 4月27日	大田原土 木事務所
4	大田原市美原1-13-4 前田商事(株) 代表取締役 前田幸雄	大田原市浅香1-3576-21, -185 の各一部	幅員6m 延長49.14m	平成18年 5月10日	大田原土 木事務所
5	宇都宮市駒生2-10-28 トヨタウッドユーホーム(株) 代表取締役社長 中津正修	大田原市末広2-3067-2, -11	幅員6m 延長82.73m	平成18年 5月19日	大田原土 木事務所
6	那須郡那須町大字高久甲 4300-1 サン・ノーブル・ホーム(株) 代表取締役 渡邊昇	那須郡那須町大字高久丙字湯 本道下3235-63	幅員6.2m 延長38.08m	平成18年 5月29日	大田原土 木事務所

栃木県告示第477号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置の変更の指定をしたので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え縦覧に供する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

整理番号	変更後の道路の位置	変更申請者の住所及び 氏名又は名称	変更年月日 及び番号	変更前の道路の 位置の指定年 月日及び番号	所管の土 木事務所
1	那須郡那須町大字高久丙字 海道上1-129, -130, -131, -132, -133, -134, -393	那須塩原市下永田1-1012-14 京都地所(株) 代表取締役 石戸芳雄	平成18年 4月19日	平成14年9月25日 第14013号	大田原土 木事務所

(建築課)

栃木県告示第478号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したので、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

施設の名称	指定管理者の名称及び その代表者又は管理人の氏名	指定管理者の住所	指定期間	所管課
栃木県体育館分館	環境整備株式会社 代表取締役 松本典文	宇都宮市岩曾 町1333番地	平成18年7月1 日から平成21年 3月31日まで	教育委員会事務 局 スポーツ振興課

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があるので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県生活環境部文化振興課において縦覧に供する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

申請のあつた年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成18年6月19日	特定非営利活動法人足尾歴史館	長井 一雄	栃木県日光市足尾町松原 2825番地	この法人は、県内外の歴史愛好者等に対して、足尾地域内に残る歴史的資源並びに伝統文化の調査記録・保存活用等に関する事業を行い、人々との交流を深める中で、地域の歴史・文化普及と継承を図り、地域の振興発展に寄与することを目的とする。	平成18年8月18日
平成18年6月19日	特定非営利活動法人伝承文化塾	阿久津 勉	栃木県那須郡那須町大字高久甲 3628番地1	この法人は那須町及び周辺地域、広くは栃木県民に対して先人達が大切に育て継承してきた文化を次世代に正しく伝えるべく活動と芸術に親しむ事業を行うことにより、伝統文化の中に息づく「和と美」「仁と礼」に基づいた活動を広げ、青少年にも積極的に参画の機会の促進を行い、文化芸術の振興及び心豊かな精神の向上を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。	平成18年8月18日
平成18年6月20日	特定非営利活動法人日光東町みんなのまちづくり	大久保科子	栃木県日光市御幸町 597番地2	この法人は、日光東町地区（上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、御幸町、石屋町、松原町、稻荷町一丁目・二丁目・三丁目、相生町、東和町 計11自治会）の人々及び来訪者に対し世界遺産日光の社寺の門前町に相応しいまちづくりの計画、管理、運営、活性化、啓蒙、情報発信、P Rなどの事業を行い、すべての人々が快適に暮らし、かつ、訪れる観光客が楽	平成18年8月21日

				しめる空間、文化等を提供出来る地域づくりに寄与することを目的とする。	
平成18年6月20日	特定非営利活動法人ひまわり	知野 義一	栃木県宇都宮市陽南4丁目11番16号	この法人は、精神障害者とその家族に対して、地域に根ざした福祉サービスに関する事業及び地域活動支援センター事業を行うと共に、地域の人々に対し、精神障害者に関する普及啓発事業を行う。社会復帰を促進するための作業訓練・就労援助を行い、日常生活においての生活訓練等を通して、社会的自立の機会を獲得する事に寄与することを目的とする。	平成18年8月21日

(文化振興課)

○栃木県立衛生福祉大学校入学試験の実施

栃木県立衛生福祉大学校の一般入学試験及び推薦入学試験を次のとおり実施するので、栃木県立衛生福祉大学校規則（昭和59年栃木県規則第15号）第7条第4項の規定により公告する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

平成19年度学生募集要項

1 構集人員、修業年限及び受験資格

学 部 学 科		募集人員	修業年限	受 驗 資 格
保健看護学部	保 健 学 科	人 30	年 1	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号に定める看護師国家試験の受験資格を有する者（平成19年3月までに同国家試験の受験資格を有することとなる者を含む。）
	看 護 学 科 本 科	80	3	学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項に定める大学入学資格を有する者（平成19年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。以下同じ。）
	看 護 学 科 専 科	40	2	1 保健師助産師看護師法第8条に定める准看護師の免許を有する者で、3年以上当該免許に係る業務に従事した者 2 学校教育法第56条第1項に定める大学入学資格を有する者で、保健師助産師看護師法第8条に定める准看護師の免許を有する者（免許取得見込みの者を含む。）
		40	3	
歯科技術学部	歯 科 衛 生 学 科	30	2	学校教育法第56条第1項に定める大学入学資格を有する者
	歯 科 技 工 学 科	15	2	学校教育法第56条第1項に定める大学入学資格を有する者

臨床検査学部	臨床検査学科	20	3	学校教育法第56条第1項に定める大学入学資格を有する者
保育学部	保育学科	50	2	学校教育法第56条第1項に定める大学入学資格を有する者

(注) 保健看護学部看護学科本科・看護学科専科、歯科技術学部歯科衛生学科・歯科技工学科、臨床検査学部臨床検査学科及び保育学部保育学科の募集人員は、推薦によるものを含むものとする。

2 一般入学試験

(1) 出願手続

次の書類を栃木県立衛生福祉大学校に提出すること。

- ア 入学願書（本校所定の用紙による。）
- イ 履歴書（同上）
- ウ 資格証明書等

学 部	学 科	資 格 証 明 書 等
保健看護学部	保健学科	1 看護師国家試験の受験資格を有することを証する書類 (看護師学校養成所の卒業証明書又は卒業見込証明書その他受験資格を有することを証する書類) 2 最終学校（出願当時在学している者にあっては、当該在学している学校。以下同じ。）の成績証明書
	看護学科本科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 最終学校の調査書
歯科技術学部	看護学科専科	1 受験資格1に該当する者 (1) 准看護師の免許証の写し (2) 施設長の発行する就業証明書 (3) 准看護師学校養成所の成績証明書 2 受験資格2に該当する者 (1) 高等学校衛生看護科卒業者（平成19年3月卒業見込みの者を含む。）は卒業証明書（卒業見込みの者を除く。）、調査書及び准看護師の免許証の写し（免許取得見込みの者は取得後提出） (2) 上記以外の者 ア 准看護師の免許証の写し（免許取得見込みの者は取得後提出） イ 大学入学資格を有することを証する書類 ウ 准看護師学校養成所の成績証明書
	歯科衛生学科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 最終学校の調査書
臨床検査学部	臨床検査学科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 最終学校の調査書
保育学部	保育学科	1 大学入学資格を有することを証する書類 2 最終学校の調査書

エ 健康診断書（本校所定の用紙による。）

出願前3か月以内のもの。ただし、平成19年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者は必要としない。

オ 受験票（本校所定の用紙による。）

カ 写真 2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦65mm、横55mmのもの）

キ 入学試験料

4,400円（入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙をはり、消印はしないこと。）

ク 受験票交付用封筒（本校所定の封筒）

住所、氏名及び郵便番号を記入し、360円分の切手をはること。

※ 入学願書請求方法

郵送を希望する場合は、240円分の切手をはった返信用封筒（角2号に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封のうえ、(3)願書の受付場所へ請求すること。

(2) 願書の受付期間

学 部	学 科	受 付 期 間		備 考
		開 始	終 了	
保健看護学部	保健学科	11月24日（金）	11月30日（木）	土曜日、日曜日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時に受け付ける。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。
	看護学科本科			
	看護学科専科			
歯科技術学部	歯科衛生学科	12月5日（火）	12月11日（月）	
	歯科技工学科			
臨床検査学部	臨床検査学科	11月24日（金）	11月30日（木）	
保育学部	保育学科			

(3) 願書の受付場所

〒320-0834 宇都宮市陽南4丁目2番1号
栃木県立衛生福祉大学校学生課 電話 028-658-8521

(4) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(5) 試験期日

学 部	学 科	第一 次 試 験		第二 次 試 験
		筆 記	面 接	面 接
保健看護学部	保健学科	1月12日（金）		2月1日（木）
	看護学科本科	1月11日（木）		1月31日（水）
	看護学科専科	1月10日（水）		1月30日（火）

歯科技術学部	歯科衛生学科	1月16日(火) 1月17日(水)		
	歯科技工学科	1月18日(木) (実技試験を含む。)	1月18日(木) 1月19日(金)	
臨床検査学部	臨床検査学科	1月24日(水)		2月8日(木) 2月9日(金)
保育学部	保育学科	1月10日(水)		1月29日(月)

(注) 第二次試験は、第一次試験合格者のみ実施する。

(6) 試験場所

宇都宮市陽南4丁目2番1号

栃木県立衛生福祉大学校

(7) 試験方法

学部学科		第一次試験				第二次試験
		筆記試験科目	試験時間	配点	面接	
保健看護学部	保健学科	1 国語 [古文・漢文を除く。] 2 数学 [数学I・A (数と式)] 3 看護学	50分 50分 100分	100点 100点 200点		面接 (第一次試験合格者)
	看護学科本科	1 国語総合[古文・漢文を除く。] 2 数学 [数学I・A] 3 理科 [化学I、生物Iのいずれか1科目] 4 英語 [英語I・II]	50分 50分 50分 50分	100点 100点 100点 100点		面接 (第一次試験合格者)
	看護学科専科	1 国語 2 数学 3 准看護師として必要な専門基礎科目・専門科目	50分 50分 100分	100点 100点 200点		面接 (第一次試験合格者)
歯科技術学部	歯科衛生学科	1 国語総合[古文・漢文を除く。] 2 数学 [数学I] 3 英語 [英語I]	50分 50分 50分	100点 100点 100点	面接	
	歯科技工学科	1 国語総合[古文・漢文を除く。] 2 数学 [数学I] 3 英語 [英語I] 4 実技試験=歯のスケッチ	50分 50分 50分 30分	100点 100点 100点 100点	面接	
臨床検査学部	臨床検査学科	1 数学 [数学I・II] 2 理科 [物理I・II (物質と原子の章の「原子、電子と物質の性質」及び原子と原子核の章を除く。)、化学I・II、生物I・IIのいずれか2科目] 3 英語 [I・II]	60分 100分 60分	100点 200点 100点		面接 (第一次試験合格者)
保育学部	保育学科	1 国語総合[古文・漢文を除く。] 2 英語 [英語I・II]	50分 50分	100点 100点		面接 (第一次試験合格者)

(8) 合格発表

ア 発表日・発表方法

学 部	学 科	第一 次 試 験	第二 次 試 験	発 表 方 法
保健看護学部	保 健 学 科	1月26日(金)	2月13日(火)	栃木県立衛生福祉大学校掲示板に午前9時に掲示するほか、合格者に通知する。
	看 護 学 科 本 科	1月25日(木)	2月13日(火)	
	看 護 学 科 専 科	1月24日(水)	2月13日(火)	
歯 科 技 術 学 部	歯 科 衛 生 学 科	2月1日(木)		栃木県立衛生福祉大学校掲示板に午前9時に掲示するほか、合格者に通知する。
	歯 科 技 工 学 科	2月1日(木)		
臨 床 検 查 学 部	臨 床 検 查 学 科	2月5日(月)	2月19日(月)	
保 育 学 部	保 育 学 科	1月22日(月)	2月13日(火)	

(注) 歯科技術学部は、第一次試験合格が入学試験合格となる。

(9) 試験結果の簡易開示

一般入学試験の筆記試験の科目別得点については、口頭で開示請求をすることができる。受験者本人が受験票を持参の上、最終合格発表の日から1か月以内に栃木県立衛生福祉大学校にて開示請求すること。

3 推薦入学試験

推薦入学試験を実施する学科は、保健看護学部看護学科本科・看護学科専科、歯科技術学部歯科衛生学科・歯科技工学科、臨床検査学部臨床検査学科及び保育学部保育学科とする。

(1) 出願資格

学 部	学 科	出 願 資 格
保健看護学部	看護学科本科	栃木県内に所在する高等学校を平成19年3月までに卒業する見込みの者で、当該高等学校長の推薦を得た者
	看護学科専科	1 栃木県内に所在する准看護師学校養成所を平成19年3月までに卒業する見込みの者（学校教育法第56条第1項に定める大学入学資格を有する者に限る。）で、当該准看護師学校養成所長の推薦を得た者 2 准看護師免許取得後、5年以上の看護業務従事経験があり、かつ、栃木県内に所在する施設に現在継続して3年以上看護業務に従事している者（平成19年3月まで勤務する見込みの者を含む。）で、当該施設長の推薦を得た者
歯科技術学部	歯科衛生学科	栃木県内に所在する高等学校を平成19年3月までに卒業する見込みの者で、当該高等学校長の推薦を得た者
	歯科技工学科	栃木県内に所在する高等学校を平成19年3月までに卒業する見込みの者で、当該高等学校長の推薦を得た者
臨床検査学部	臨床検査学科	栃木県内に所在する高等学校を平成19年3月までに卒業する見込みの者で、当該高等学校長の推薦を得た者
保育学部	保育学科	栃木県内に所在する高等学校を平成19年3月までに卒業する見込みの者で、当該高等学校長の推薦を得た者

(2) 出願手続

次の書類を栃木県立衛生福祉大学校に提出すること。

ア 入学願書（本校所定の用紙による。）

イ 履歴書（本校所定の用紙による。）

ウ 調査書等

(ア) 高等学校長推薦の者にあっては、高等学校の調査書

(イ) 准看護師学校養成所長推薦の者にあっては、准看護師学校養成所の成績証明書及び高等学校の卒業証明書（高等学校卒業見込みの者は卒業見込証明書）又は学校教育法第56条第1項に定める大学入学資格を有する者であることを証明する書類

(ウ) 施設長推薦の者にあっては、必要としない。

エ 推薦書（本校所定の用紙による。）

オ 健康診断書（同上）

出願前3か月以内のもの。ただし、平成19年3月までに高等学校を卒業する見込みの者は必要としない。

カ 准看護師の免許証の写し（免許取得見込みの者は取得後提出）

ただし、看護学科専科を受験する者のみ。

キ 受験票（本校所定の用紙による。）

ク 写真 2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦65mm、横55mmのもの）

ケ 入学試験料

4,400円（入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙をはり、消印はしないこと。）

コ 受験票交付用封筒（本校所定の封筒による。）

住所、氏名及び郵便番号を記入し、360円分の切手をはること。

※ 入学願書請求方法

郵送を希望する場合は、240円分の切手をはった返信用封筒（角2号に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封のうえ、(4)願書の受付場所へ請求すること。

(3) 願書の受付期間

平成18年9月25日（月）から同月29日（金）までとし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで受け付ける。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(4) 願書の受付場所

〒320-0834 宇都宮市陽南4丁目2番1号

栃木県立衛生福祉大学校学生課 電話 028-658-8521

(5) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(6) 試験期日、試験場所及び試験方法

学 部	学 科	試 験 期 日	試 験 場 所	試 験 方 法
保健看護学部	看護学科本科	10月18日（水）	宇都宮市陽南4丁目2番1号 栃木県立衛生福祉大学校	小論文及び面接
	看護学科専科	10月17日（火）		
歯科技術学部	歯科衛生学科	10月20日（金）	宇都宮市陽南4丁目2番1号 栃木県立衛生福祉大学校	小論文、面接及び実技試験
	歯科技工学科	10月19日（木）		
臨床検査学部	臨床検査学科	10月17日（火）		
保育学部	保育学科	10月16日（月）		小論文及び面接

(7) 合格発表

平成18年11月2日（木）

合格者には、推薦した高等学校長、准看護師学校養成所長及び施設長を通じて、本人に文書で通知する。

※ 推薦入学試験で不合格となった者は、一般入学試験に応募することができる。

4 入学料及び授業料(現行)

学 部	学 科	入 学 料	授業料(年額)
保健看護学部	保 健 学 科	5,650 円	115,200 円
	看 護 学 科 本 科	5,650 円	115,200 円
	看護学科 専 科	昼間課程	115,200 円
		夜間課程	57,600 円
歯科技術学部	歯 科 衛 生 学 科	5,650 円	115,200 円
	歯 科 技 工 学 科	9,040 円	230,400 円
臨床検査学部	臨 床 検 査 学 科	9,040 円	230,400 円
保育学部	保 育 学 科	5,650 円	115,200 円

5 卒業後の資格の取得

学 部	学 科	資 格	免 許
保健看護学部	保 健 学 科	保健師国家試験の受験資格が得られる。 なお、保健師国家試験に合格し、保健師免許取得後、申請により養護教諭二種免許及び衛生管理者免許が得られる。	
	看 護 学 科	看護師国家試験の受験資格及び保健師・助産師学校養成所の受験資格が得られる。	
歯科技術学部	歯 科 衛 生 学 科	歯科衛生士国家試験の受験資格が得られる。	
	歯 科 技 工 学 科	歯科技工士国家試験の受験資格が得られる。	
臨床検査学部	臨 床 検 査 学 科	臨床検査技師国家試験の受験資格が得られる。	
保育学部	保 育 学 科	保育士となる資格が得られる。	

○栃木県県南高等看護専門学院入学試験の実施

栃木県県南高等看護専門学院の一般入学試験及び推薦入学試験を次のとおり実施するので、栃木県県南高等看護専門学院学則(昭和50年栃木県規則第72号)第7条第4項の規定により公告する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

平成19年度学生募集要項

1 募集人員、修業年限及び受験資格

学科・課程名 項目	看護学科専科			
	昼間課程	夜間課程	昼間課程	夜間課程
募集人員	40名		30名	
修業年限	2年		3年	
受験資格	1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第8条に定める准看護師の免許を有する者で、3年以上当該免許に係る業務に従事した者 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項に定める大学入学資格を有する者（平成19年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。）で、准看護師の免許を有する者（免許取得見込みの者を含む。）			

※ 募集人員は、推薦によるものを含むものとし、推薦による入学者は昼間課程、夜間課程とも定員の3割程度とする。

2 一般入学試験

(1) 出願手続

次の書類を栃木県県南高等看護専門学院に提出すること。

ア 入学願書（当学院所定の用紙による。）

イ 履歴書（同上）

ウ 資格証明書等

（ア）受験資格1に該当する者

　a 准看護師の免許証の写し

　b 施設長の発行する就業証明書

　c 准看護師学校養成所の成績証明書

（イ）受験資格2に該当する者

　a 高等学校衛生看護科卒業者（平成19年3月卒業見込みの者を含む。）は卒業証明書（卒業見込みの者を除く。）、調査書及び准看護師の免許証の写し（免許取得見込みの者は取得後提出）

　b 上記以外の者

　・高等学校卒業者にあっては高等学校の卒業証明書又は卒業見込証明書、それ以外の者で学校教育法第56条第1項に定める大学入学資格を有する者はそれを証明する書類

　・准看護師学校養成所の成績証明書

　・准看護師の免許証の写し（免許取得見込みの者は取得後提出）

エ 健康診断書（当学院所定の用紙による。）

出願前3か月以内のもの。ただし、平成19年3月までに高等学校衛生看護科を卒業する見込みの者は必要としない。

オ 受験票（当学院所定の用紙による。）

カ 写真 2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦65mm、横55mmのもの）。うち1枚を受験票（当学院所定の用紙による。）にはり、別に1枚を添付する。（裏面に撮影年月日、課程名及び氏名を記入すること。）

キ 入学試験料

4,400円（入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙をはり、消印はしないこと。）

ク 受験票交付用封筒（当学院所定の封筒による。）

住所、氏名及び郵便番号を記入し、350円分の切手をはること。

※ 入学願書請求方法

郵送を希望する場合は、200円分の切手をはった返信用封筒（角2号に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封のうえ、（3）願書の受付場所へ請求すること。

(2) 願書の受付期間

平成18年12月4日（月）から同月8日（金）までとし、午前9時から午後5時まで受け付ける。

ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(3) 願書の受付場所

〒328-0007 栃木県栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院庶務課 電話 0282(27)7888

(4) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(5) 試験期日

学科・課程名	第一次試験	第二次試験
看護学科専科昼間課程	平成19年1月10日(水)	平成19年1月30日(火)
看護学科専科夜間課程	平成19年1月10日(水)	平成19年1月30日(火)

(注) 第二次試験は、第一次試験合格者のみ実施する。

(6) 試験場所

栃木県栃木市大塚町1258番地4

栃木県県南高等看護専門学院

(7) 試験方法

ア 第一次試験 筆記試験

試験科目	試験時間	配点
1. 国語	50分	100点
2. 数学	50分	100点
3. 専門基礎科目・専門科目	100分	200点

イ 第二次試験 面接試験

(8) 合格発表

ア 第一次試験 平成19年1月24日(水)

イ 第二次試験 平成19年2月13日(火)

なお、第一次試験、第二次試験の合格発表とも、午前9時に学生玄関(学院東側)に掲示するほか、合格者に通知する。

(9) 試験結果の簡易開示

一般入学試験の学科試験の科目別得点については、口頭で開示請求することができる。受験者本人が受験票を持参の上、最終合格発表の日から1か月以内に栃木県県南高等看護学院にて開示請求すること。

3 推薦入学試験

(1) 出願資格

次のア、イのいずれかに該当する者であること

ア 栃木県内に所在する准看護師学校養成所を平成19年3月までに卒業する見込みの者(学校教育法第56条第1項に定める大学入学資格を有する者に限る。)で、当該准看護師学校養成所長の推薦を得た者

イ 准看護師免許取得後、5年以上の看護業務従事経験があり、かつ、栃木県内に所在する施設に現在継続して3年以上勤務している者(平成19年3月まで勤務する見込みの者を含む。)で、当該施設長の推薦を得た者

(2) 出願手続

次の書類を栃木県県南高等看護専門学院に提出すること。

ア 入学願書(当学院所定の用紙による。)

イ 履歴書(同上)

ウ 准看護師学校養成所長推薦の者にあっては、准看護師学校養成所の成績証明書及び高等学校の卒業証

明書（高等学校卒業見込みの者は卒業見込証明書）又は学校教育法第56条第1項に定める大学入学資格を有する者であることを証明する書類

- エ 推薦書（当学院所定の用紙による。）
- オ 健康診断書（同上）
出願前3か月以内のもの。
- カ 准看護師の免許証の写し（免許取得見込みの者は取得後提出）
- キ 受験票（当学院所定の用紙による。）
- ク 写 真 2枚（出願前6か月以内に撮影した上半身正面向き、脱帽の縦65mm、横55mmのもの）。うち1枚を受験票（当学院所定の用紙による。）にはり、別に1枚を添付する。（裏面に撮影年月日、課程名及び氏名を記入すること。）
- ケ 入学試験料
4,400円（入学願書の所定欄に4,400円分の栃木県収入証紙をはり、消印はしないこと。）
- コ 受験票交付用封筒（当学院所定の封筒による。）
住所、氏名及び郵便番号を記入し、350円分の切手をはること。

※ 入学願書請求方法
郵送を希望する場合は、200円分の切手をはった返信用封筒（角2号に本人の住所、氏名及び郵便番号を明記）を同封のうえ、(4)願書の受付場所へ請求すること。

(3) 願書の受付期間

平成18年9月25日（月）から同月29日（金）までとし、午前9時から午後5時まで受け付ける。
ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付最終日の消印があるものまで受け付ける。

(4) 願書の受付場所

〒328-0007 栃木県栃木市大塚町1258番地4
栃木県県南高等看護専門学院庶務課 電話 0282（27）7888

(5) 受験票の交付

出願書類が完備している者には、郵送により受験票を交付する。

(6) 試験期日

平成18年10月17日（火）

(7) 試験場所

栃木県栃木市大塚町1258番地4
栃木県県南高等看護専門学院

(8) 試験方法

小論文及び面接試験

(9) 合格発表

平成18年11月2日（木）

合格者には、推薦した准看護師学校養成所長及び施設長を通じて、本人に文書で通知する。

※ 推薦入学試験で不合格となった者は、一般入学試験に応募することができる。

4 入学料及び授業料（現行）

学 科 ・ 課 程 名	入 学 料	授 業 料（年額）
看護学科専科昼間課程	5,650円	115,200円
看護学科専科夜間課程	2,820円	57,600円

5 卒業後の資格の取得

看護師国家試験の受験資格及び保健師・助産師学校養成所の受験資格が得られる。

（保健福祉課）

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成18年10月30日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐野新都市ショッピングセンター

佐野市佐野新都市土地区画整理事業地内39街区①、②

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
駐車場の自動車の出入口の位置	図面のとおり	図面のとおり	平成18年7月1日

(※図面は省略する。)

4 届出年月日

平成18年6月16日

5 縦覧場所

栃木県商工労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成18年7月30日まで栃木県商工労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

I

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイトタウン那須塩原

那須塩原市鍋掛字鍋掛原1087番地24外

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市町村名	意見の概要
那須塩原市	意見なし

II

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品足利西店

足利市足利・佐野都市計画事業山辺西部第一土地区画整理事業施行地区内街区番号13符号1画地

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市町村名	意見の概要

足利市	意見なし
-----	------

III

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ダイソー那須塩原阿波店（仮称）
那須塩原市阿波町117番地20外
- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市町村名	意見の概要
那須塩原市	意見なし

(経営支援課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発生年月日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	平成18年6月19日	法令殺

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
南摩 土地改良区	理事	芳田伸哉		鹿沼市油田町262	18.3.31	
	々	本田充宏		々々807	々	
	々	山口文雄		々々630	々	
	々	本田益代		々西沢町86-2	々	
	々	高野知久		々々488	々	
	々	布施谷悦朗		々下南摩町430	々	

	理事	大塚 勇	大塚 勇	鹿沼市西沢町361-3	18.3.31	18.4.1
	〃	虎岩卯之吉	虎岩卯之吉	〃 下南摩町418	〃	〃
	〃	矢野 富夫	矢野 富夫	〃 〃 814	〃	〃
	〃	渡辺 雅紀	渡辺 雅紀	〃 佐目町201	〃	〃
	〃	福田 武次	福田 武次	〃 〃 228-10	〃	〃
	〃		荒川 行雄	〃 油田町776		〃
	〃		小久保祥孝	〃 〃 627		〃
	〃		鈴木 茂男	〃 〃 223		〃
	〃		青木 文夫	〃 西沢町203		〃
	〃		熊倉 克昌	〃 〃 1464-3		〃
	〃		石川 文雄	〃 下南摩町410		〃
	監事	渡辺 孝夫		〃 西沢町1594	18.3.31	
	〃	牛久 善義		〃 下南摩町257	〃	
	〃	菅野谷 宏	菅野谷 宏	〃 油田町472	〃	18.4.1
	〃		浅野 功	〃 西沢町400		〃
	〃		佐藤 靖夫	〃 下南摩町117-1		〃
藤岡町新井 土地改良区	理事	川島 忠雄		下都賀郡藤岡町大字甲464	18.3.31	
	〃	関根 由雄		〃 〃 〃 1890	〃	
	〃	酒井 武		〃 〃 〃 257	〃	
	〃	田名綱和三郎		〃 〃 〃 295	〃	
	〃	阿部 勝秀		〃 〃 〃 1972	〃	
	〃	川島 良夫		〃 〃 〃 743	〃	
	〃	関根 定男		〃 〃 〃 2007-2	〃	
	〃	地巻 英男		〃 〃 〃 1549	〃	
	〃	中村 恵		〃 〃 〃 418	〃	

	理事	川島 好市	下都賀郡藤岡町大字甲943		18.4.1
✓		板橋 喜市	✓ ✓ ✓ 243		✓
✓		中村 保夫	✓ ✓ ✓ 698		✓
✓		阿部 義三	✓ ✓ ✓ 374		✓
✓		上岡 勇	✓ ✓ ✓ 83-1		✓
✓		竹内ふみ子	✓ ✓ ✓ 289-1		✓
✓		五月女治夫	✓ ✓ 大字都賀363		✓
✓		関根 敏典	✓ ✓ 大字甲2011		✓
✓		阿部 貞雄	✓ ✓ ✓ 1520-1		✓
監事	早乙女正司		✓ ✓ 大字大田和294	18.3.31	
✓	五十畠 勇		✓ ✓ 大字甲1025-1	✓	
✓		上岡 一博	✓ ✓ ✓ 1720-6		18.4.1
✓		関根 一雄	✓ ✓ ✓ 1970		✓
黒羽町両郷中央土地改良区	理事	岡野 忠雄	大田原市中野内1079	18.3.30	
	✓	石塚 克己	石塚 克己	✓ ✓ 1368	✓ 18.3.31
	✓	井上 一義	井上 一義	✓ 河原96	✓ ✓
	✓	鈴木 隆	鈴木 隆	✓ 中野内1107	✓ ✓
	✓	高崎 和夫	高崎 和夫	✓ ✓ 1256	✓ ✓
	✓		高崎 忠	✓ ✓ 1296	✓
	監事	佐藤 儀信	佐藤 儀信	✓ ✓ 1128	18.3.30 ✓
	✓	関谷 明治	関谷 明治	✓ ✓ 1534	✓ ✓

(農地計画課)

○公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定により公聴会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年栃木県規則第60号）第15条第1項の規定により公示する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

日 時	場 所	案 件
平成18年7月24日 午後1時30分	宇都宮市塙田1-1-39 栃木県庁自治研修所 401会議室	栃木県ツキノワグマ保護管理計画の策定について

○公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第5項において準用する同法第7条第4項の規定により公聴会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年栃木県規則第60号）第15条第1項の規定により公示する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

日 時	場 所	案 件
平成18年7月24日 午前11時	宇都宮市塙田1-1-39 栃木県庁自治研修所 401会議室	アナグマの捕獲禁止区域の設定について

(自然環境課)

教育委員会

栃木県教育委員会告示第七号

栃木県文化財保護条例（昭和二十八年栃木県条例第二十号）第五条第二項の規定により次の表に掲げる栃木県指定有形文化財の指定は解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十八年六月三十日

栃木県教育委員会

名 称	所 在 地	所 有 者	解 除 年 月 日
木造真仏土人坐像	芳賀郡二宮町高田一四八二	専修寺	平成十八年六月九日
木造頭智土人坐像	芳賀郡二宮町高田一四八二	専修寺	平成十八年六月九日

(文化財課)

議会

○栃木県議会情報公開条例の運用状況の公表

栃木県議会情報公開条例（平成12年栃木県条例第1号。以下「条例」という。）第30条の規定により平成17年度の条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成18年6月30日

栃木県議会議長 阿久津憲二

1 公文書開示請求等の決定等の状況

(1) 請求及び申出の件数

(単位:件)

区分	請求	申出
個人	4	—
法人	—	—
任意の団体	1	—
利害関係者	—	—
合計	5	—

(2) 請求及び申出に係る対象公文書の決定等の状況

(単位:件数)

区分	請求	申出
決定	開示	44
	部分開示	5
	非開示	—
	存否応答拒否	—
	不存 在	1
未決定	—	—
取下げ	—	—
合計	50	—

注 請求とは請求権者からのもの（条例第5条）をいい、申出とは請求権者以外からのもの（条例第18条）をいう。

2 不服申立ての状況

該当なし

(議会事務局総務課)

調達公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年6月30日

栃木県知事 福田富一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

工事執行管理システム用機器類 一式（設置撤去及び保守を含む。）

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年9月1日から平成23年8月31日まで

なお、この契約は、長期継続契約（地方自治法第234条の3）として実施する。そのため、契約にあたっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所

栃木県農務部農政課

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、リースの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成18年8月9日において、栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成9年10月1日付け出会第26号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県農務部農政課 指導検査班（県庁南2号館4階） 電話028-623-2282

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成18年6月23日から同年8月2日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（1）の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年8月9日午後1時30分 県庁南2号館5階農務部入札室 ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同日午後1時30分（必着）とし、書留郵便で（1）の場所に郵送すること。

(4) 入札方法

1の（1）の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Apparatus for a Construction Management System 1 set

(2) Time and Date of bidding:

1:30 p.m., August 9, 2006

(3) Information is available at:

Inspection Group,

Agricultural Polices Division,

Department of Agriculture,

Tochigi Prefecture

TEL. 028-623-2282

Kencho-Minami 2 gokan, 4th floor,

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya City, Tochigi Prefecture 320-8501

(農政課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第5号

平成18年6月19日招集した第198回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、6月19日閉会した。

付議事件は、次のとおりである。

平成18年6月30日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福田 富一

選挙

1 副議長選挙について

2 監査委員の互選について

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第1770号	681	上から5	江面 恵知	江連 恵知

毎週火・金曜日発行 (当方が休日に当たるときは、順次繰り下げる) 発行人 印刷所	栃木県 郵便番号320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 株式会社泰明グラフィクス 郵便番号321-0169 宇都宮市八千代2丁目15番14号 購読料1ヶ月2,900円(消費税、地方消費税及び送料を含む。)
---	--